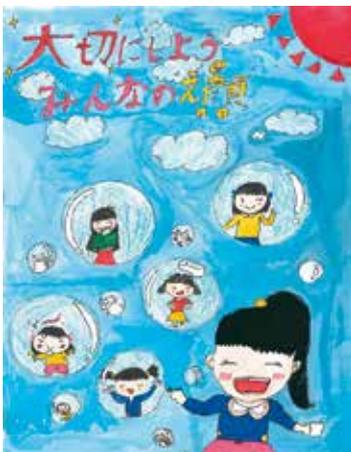


人権文化の花を咲かせよう

ぬくもり

気づきから 行動へ ~自分のこととして~

ぬくもりメッセージ2021 最優秀作品



八日市北小学校
三年 横田 侑さん

能登川北小学校
六年 富江 望花さん

ありがとう
二つを結び おくりもの

湖東第三小学校
一年 藤村 ことこさん

コロナでもつないでいいよ
二つの手



八日市北小学校
四年 川添 凜さん



愛東中学校
一年 脇坂 の里さん

あと一歩 勇気を出して
思いやり
草野 菜摘さん

そのいち
世界で一つのたからもの
愛東中学校
一年 川瀬 詩さん



日本ラシーノ学院
Rosana Yumi Kage Hamamotoさん

人権とは

ひとひと しあわ い
人が人らしく幸せに生きていくために、

しゃかい みと けんり
社会で認められている権利です。

だれ う も
誰もが生まれながらにして持っている、

だれ おか
誰からも侵されることのない、

かけがえのない きほんてき けんり
かけがえのない基本的な権利です。



じょせい じんけん
女性の人権



こどもの じんけん
子どもの人権



こうれいしよ じんけん
高齢者の人権



しょうがい ひと じんけん
障害のある人の人権



かんせんしやう かんれん じんけん
感染症に関連する人権



ひとびと じんけん
アイヌの人々の人権



ぶらくさべつ どうわ もんだい
部落差別 (同和問題)



びやうかんじや もとかんじや
ハンセン病患者・元患者や
その家族の人権



けい お しゅっしよ ひと
刑を終えて出所した人や
その家族の人権



がいこくじん じんけん
外国人の人権



きたちやうせんとうきよく
北朝鮮当局による
人権侵害



いんたーねっとじやう
インターネット上の
人権侵害



ほんざいひ がいしや かぞく じんけん
犯罪被害者やその家族の人権



じんけん
ホームレスの人権



せいできしこうおび
性的指向及び
せいじにん せいどういつせい
性自認 (性同一性)
たい じんけん
に対する人権



しんさいどう さいがい きん
震災等の災害に起因する
じんけんしんがい
人権問題



じんしんとりひき
人身取引

にっぽん おも
日本の主な
じんけん か だい
人権課題

- ②..... ぬくもりの活用～ワークについて
- ⑤..... 高齢者の人権
- ⑨..... 性的指向・性自認(性同一性)

- ③..... 女性の人権
- ⑦..... 部落差別(同和問題)

もくじ

わたしたちの身の回りには
いろいろな場面で人権について考える
きっかけとなることがあります。
一人一人が身近なことから人権について考え
自分のこととして取り組み
「人権文化の花咲くまち」東近江市をめざしましょう。

この冊子の中で取り上げた場面は、皆さんの身の回りで起こりうる出来事です。
いつものことと考えるのか、感じるのか。

それとも、「これはおかしい」、「変だぞ」、「自分なら・・・」と考え、感じるのか。

今回は、主な人権課題（法務省）の中から、女性、高齢者、部落差別（同和問題）、
性的指向・性自認（性同一性）の四つについて考えてみましょう。

今回の「ぬくもり」の構成について説明します。

①それぞれの課題について取り上げた場面・出来事は、一つ
または二つです。

まずはそこから、誰かのことではなく、自分のこととして
考えてみましょう。

②ワーク1に進みます。

ここでは、「気づくことは」という設定です。

身近な生活の中にある問題に気づくことが、人権の問題と
して考えることになります。

取り上げられてある場面や出来事以外にも、気になること
があるかもしれません。一人一人の気づきを言葉にしていき
ましょう。

③ワーク2に進みます。

自分の問題としてとらえ直し、次は行動につなげていきま
しょう。

- 1) 人権課題に気づき、理解を深め、自分らしく生きること
ができる住みよい社会の実現をめざします。
- 2) 今まで取り組んできたことを振り返り、これから取り組
めそうなことを話し合ってみましょう。

ワーク1、ワーク2を行う上で参考となる資料を右ページに掲載しました。人権課題に気づき、理解を深
めるに当たって、参考にしてみてください。

① 場面・出来事から
考えてみましょう

② ワーク1
「気づくことは」に
取り組みましょう

③ ワーク2
「行動しよう」に
取り組みましょう

やくわりぶんたん なに き き
役割分担って、何で決めるの？ 決まるの？



ワーク1
気づくことは

家庭や地域、職場において、「男だから」「女だから」という理由や偏見、無意識の思い込みはないでしょうか。

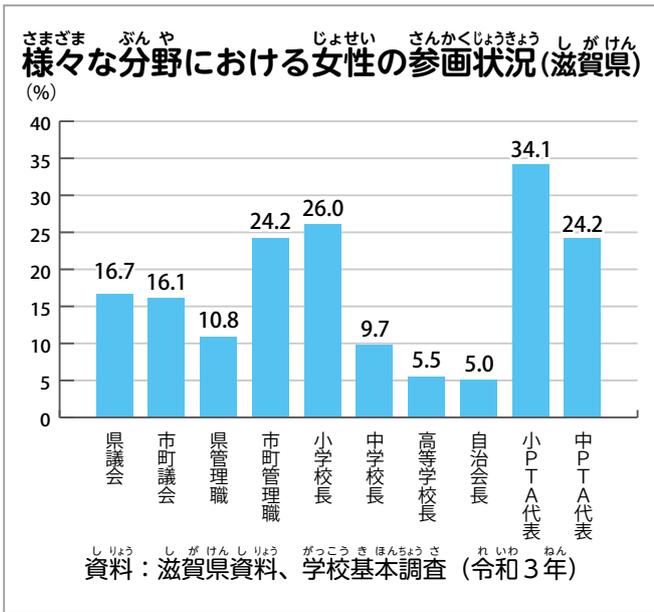
家事や育児、介護、自治会活動等、社会の中で固定的な性別役割分担意識がないか、考えてみましょう。

ワーク2
行動しよう

全ての人が性別に関わりなく、それぞれの個性や能力を発揮するとともに、お互いを尊重しつつ喜びも責任も共に分かち合う社会の実現が求められています。家庭で、地域で、社会で何が大切か、どのようなことができるか考えてみましょう。

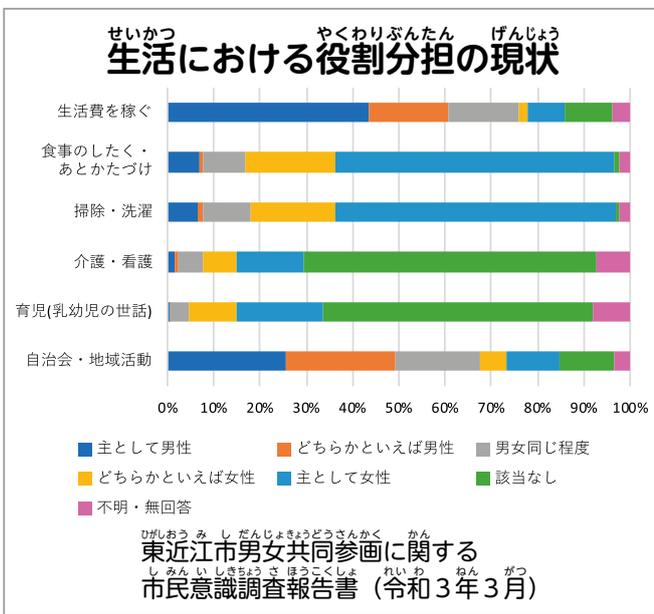
●男女の役割分担から考えてみましょう

前ページ以外にも、家庭や地域、職場、学校などの場面で起こる事です。あなたは、「あっていい違い」「あってはならない違い」のどちらに分けますか。その理由はどのようなのでしょうか。



ご存じですか 言葉も変わってきています

父兄	⇒ 保護者	保健婦	⇒ 保健師
看護婦	⇒ 看護師	保母	⇒ 保育士
看護士			



◎家庭や地域で 協力・関わりをつくりましょう

働き方や暮らし方が多様化する中で、家庭や地域活動における役割も、性別に関わりなく互いに協力し合い、バランスよく担うことが大切です。家事や育児、家族の介護や看護など、協力し合える関係をつくり、女性も男性も地域を構成する一員として、それぞれが個性や能力を発揮できる社会づくりが求められています。

●女性への暴力を許さない社会をめざしましょう

ドメスティック・バイオレンス (DV) には、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力があります。被害者の多くが女性であり、家庭内において行われるため、被害が深刻化しやすい特性があります。DVの特性や被害者の立場などを理解・認識し、暴力を許さない社会を実現していくことが大切です。

★子どもを虐待から守ろう

DVには、子どもを巻き込んだ暴力もあります。身体的虐待以外にも、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が定義されています。子どもだけでなく保護者の様子からの早期発見が大切です。

おも ほんとう
「～ために」と思っていること、本当にそう？



ワーク1
気づくことは

高齢者は、まだまだいろいろなことにチャレンジしたいと積極的に
なれることがあります。家族は何かあればと心配されます。
「高齢者のために」と思って言ったことが心理的虐待につなが
ることもあります。また、高齢者虐待の背景には介護をして
いる人の疲労という問題もあります。認知症の症状も含め高齢
になれば様々な問題が生まれます。

どんな課題があるか考えてみましょう。

ワーク2
行動しよう

病気にならないで健康に過ごすことは大切です。精神的な自
立や身体的な自立をはじめ、自分の役割が持てることは生きが
いになります。相手を理解し、状況に応じた接し方が必要とな
ります。高齢者が安心して暮らすために家庭でできること、地
域でできることは何か考えてみましょう。

高齢者に関わる問題

病気かな？

認知症？ 老人性のうつ？

介護が必要になった？

悩みがあるのかな？

家族はいたのかな？

虐待では？

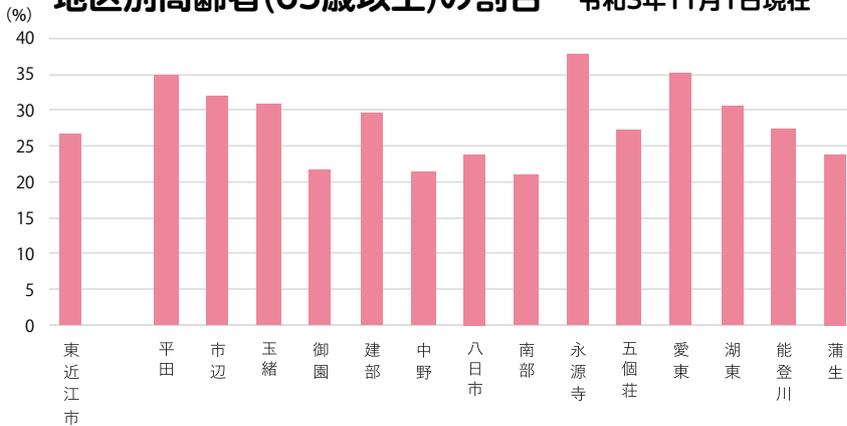
ひょっとして、孤独死？

最近
お隣のおばあちゃん
見ないわね。



犬を連れて
散歩されていたのに
どうされたんでしょうね。

ちくべつこうれいしゃ さいいじょう わりあい
地区別高齢者(65歳以上)の割合 令和3年11月1日現在



●東近江市全体の人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は、滋賀県の26.3%(令和2年度集計)と、ほぼ同率となっています。約4人に1人が高齢者です。県では令和7年には約3.6人に1人が高齢者になるという報告もされています。各地区、自治会ごとにも課題の違いがあります。

高齢者虐待とは

身体的虐待

殴る・蹴る・つねる・やけどをさせる・打撲させるなどの暴力的な行為

心理的虐待

高齢者をしかりつける・無視する・嫌がらせなど、言葉や態度で精神的に苦痛を与える行為

経済的虐待

必要なお金を与えない・使わせない、本人の合意なく預貯金や年金などを使ってしまう行為

介護・世話を放棄、放任(ネグレクト)

世話をしない、劣悪な環境で放置する、必要な介護サービスなどを利用させないなどの行為

性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要など

家族の気持ち

本人の状況

家族に自覚がない場合も少なくありません。

家族の気持ち

本人の
気持ち

介護者の
気持ち

ささいなことが積み重なることもあります。

ちいきほうかつしえん
地域包括支援センターは
高齢者の総合相談窓口です。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らしができ
るよう、健康や生活、介護など様々な相談の窓口です。
市役所長寿福祉課及び各支所に相談窓口を設置しています。

き かいけつ
気にするのは、解決するのは、だれ？

①息子が結婚することになったんや。

②それは、おめでたい話やな。相手の娘さんはどんな人や。

③息子の同級生や。そういえばその子の友達があなたと同じ町内に住んでるらしい。確か、△△とかいう名前や。

④△△さんやったら知ってるで。住んでるのは同じ地名やけど、自治会は別や。その人たちと自分は違うねん。

⑤違うって何が？

⑥あそこは同和*なんや。
*ここでは、被差別部落やそこに住む人のことを言っている(元々は施策の名称であった。)

⑦・・・?!

ワーク1
気づくことは

④の会話について考えてみましょう。

被差別部落から距離を置いて自分自身を守ろうとする意識を忌避意識と言い、このような意識が新たな差別を生むことにつながるということを理解する必要があります。

土地の取得や結婚、就職等、部落差別の問題にはどのようなことがあるか考えてみましょう。

ワーク2
行動しよう

決して傍観者にはならず、「それは、部落差別だよ。そのような考え方は間違っているよ。」と、間違った言動を正すようにしましょう。部落差別問題に対する無知や誤った理解が忌避意識の背景にあります。差別のないまちづくりのために、何ができるか、何をすればよいか、具体的な取組について考えてみましょう。



インターネット上の差別書込みの問題



インターネット上に同和地区と称して多数の地名や地域を書き込む行為等、匿名性と拡散性を利用した人権侵害が発生しています。

土地差別の問題

都市開発、マンション建築や土地の売買等で、対象の土地が同和地区であるかどうかを調査したり、同和地区の物件を避けたりする、いわゆる「土地差別」の事例が報告されています。

身元調査の問題

出身地を調べたり、特定の地区かどうか調査したりなどの事案が発生しています。こうした調査は、結婚差別や就職差別などの、不当な扱いにつながりかねないものです。



差別発言・差別落書きの問題

特定の地区や人に対して、差別発言や差別落書きをするなどの事案が発生しています。

部落差別（同和問題）とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました。

法律の
ポイント

第1条（目的）

「現在もなお部落差別が存在する」とし「部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第2条（基本理念）

国民一人一人の理解を深めるように、部落差別の解消に関する施策を行います。

第3条（国及び地方公共団体の責務）

国は部落差別の解消に関する施策、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めています。

第4条（相談体制の充実）

国・地方公共団体は、相談体制の充実を図ります。

第5条（教育及び啓発）

国・地方公共団体は、教育及び啓発の推進に努めます。

第6条（部落差別の実態に係る調査）

国は地方公共団体の協力を得て「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

『他人ごとでは、ありません』～本人通知制度に登録を～

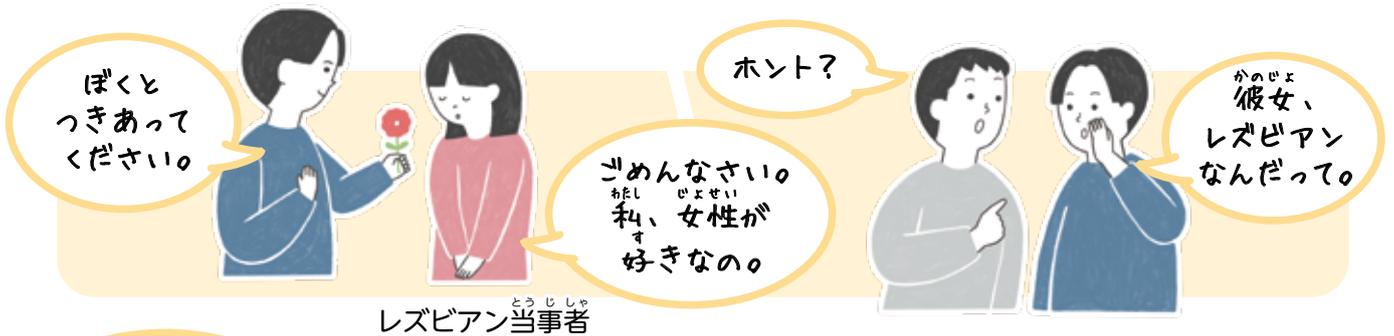
探偵業者の依頼で他人の戸籍謄本などを不正取得したとして、宇都宮市の行政書士が令和3年の8月、戸籍法違反などの疑いで兵庫県警に逮捕されたという事件（2021.12.17 毎日新聞）がありました。本人の代理人や8士業（弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士など）は職務上の請求書により本人の了解なしに戸籍・住民票等を取得することができます。

結婚に際して、就職に際してなど、制度を利用した「目的外調査」により、あなたの個人情報も知られている可能性があります。証明書の交付事実を本人に通知することにより、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止・抑止を目的とするのが、「本人通知制度」です。詳しくは市のホームページをご覧ください。

おな
みんなと同じでないと いけないの？

ちが
ひとと違うって いけないことなの？

さんしやう きやう と じんげん せい たようせい じんげん
参照：京都人権ナビ「性の多様性と人権」



レズビアン当事者



トランスジェンダー当事者

ワーク1
気づくことは

人間の「性の在り方、性に関する様々なこと」は、たった二つのパターン（男性と女性という二つの性別）に分けられるほど単純ではありません。体の性・性自認（心の性）・性的指向（好きになる性）・表現したい性等、セクシュアリティ（性）は非常に複雑で多様です。性の多様性の問題について、どのような理解がありますか。考えてみましょう。

ワーク2
行動しよう

性的少数者の人たちが、子ども時代から、そして成長し大人になってからも、様々なシーンで困難に遭い、苦痛を感じることがあります。家庭や学校、社会の中で、性的少数者を追い詰め、生きづらくしていることはないか、認識をあらためどのようなことができるか考えてみましょう。

体の性：生物学的な性
 性染色体 (XY、XX) 等に基づく生物学的な性別 (身体的性別) のことです。

心の性：性自認
 自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「こころの性」とも言われます。

好きになる性：性的指向
 どのような性別の人を恋愛・性愛対象とするのか、ということです。「好きになる性」のことです。

表現したい性：ジェンダー表現
 自分のセクシャリティ (性) をどのように表現するか (性別表現: ジェンダー表現) ということです。

性的少数者(セクシャル・マイノリティ)とは？

好きになる性 (性的指向)

- L Lesbian / レズビアン**
 女性を好きになる女性
 心の性が女性で、恋愛・性愛対象も女性
- G Gay / ゲイ**
 男性を好きになる男性
 心の性が男性で、恋愛・性愛対象も男性
- B Bisexual / バイセクシュアル**
 好きになる対象の性別を問わない人
 恋愛・性愛対象が女性にも男性にも向いている

心の性 (性自認)

- T Transgender / トランスジェンダー**
 身体的な性別と心の性別が一致しない人
 体は女性：男性として生きる／生きたい人
 体は男性：女性として生きる／生きたい人

LGBTは、人口に占める割合が少ない*1 ことから、性的少数者と言われることがあります。
 *1 調査方法にもよりますが、人口の5%前後 (調査によっては10%) と推定する研究の発表もある。

LGBT以外にも様々なセクシャリティの人がいます。

A アセクシュアル
 性的欲求を抱かない人
アロマンティック
 恋愛感情を抱かない人

X エックスジェンダー
 「性自認」を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人

Q クエスチョニング
 自分自身のセクシャリティがわからない、決められない、決めない人

こんな生きづらさを 感じている人も…

- 自分がセクシュアル・マイノリティだと気づいても、受け入れられない。
- 本当の自分を隠し、周りから非難されないような「ふつう」の人として振る舞う。
- 「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などとからいの言葉を受ける。
- 「どこがおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」などとうわさ話をされる。
- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露される (アウトティング)。

職場や学校、地域でできること 何があるか、考えてみましょう

- **多様な性について理解しましょう**
 多様な性について正しい知識を身につけ、理解しておくことが大切です。
- **習慣・常識を変えてみましょう**
 身の回りの習慣や常識となっている考え方を今一度点検し、性的指向・性自認に関する差別やハラスメントにつながるものはないか、見直しが必要なものはないか、考えてみましょう。
- **理解者を増やしましょう**
 当事者が「自分の居場所がある」と実感できる機会を増やしていくことがとても大切です。

人がいやがることをしない二年一組にするために

能登川西小学校 二年 高山 葵生さん

二年一組の人けんせん言は、「人がいやがることをしない」「やめると言われたらすぐやめる」です。

これをまもるためにぼくががんばりたいことは、自分がお手本になってみんなに広めることです。これができたら、みんながよいことをまねして、人がされてうれしいことがたくさんできるクラスになると思っています。

ちがいは

八日市北小学校 五年 田中 彩萌さん

みなさんは、自分がみんなとちがうと思つたことはありませんか？

私はみんなとおなじようになろうとついついまねしてしまいます。なぜなら仲間外れにされるとさみしく感じるからです。逆に、みんなと同じなら安心します。そして、みんなと同じ行動や考え方をしようと思います。みんなと同じだと「仲間」という感じがするからです。しかし、最近、気づきました。本当はその考え方は逆だったのです。みんなと同じになった方がトラブルになつてしまふのです。例えば、同じものに多くの人が集まってしまう、取り合いになります。さらに、意見も一緒になり、授業や生活が面白くなくなります。みんな同じ意見や考え方はつまらなく、たいくつだと思えます。

人権とは

五個荘中学校 一年 枝連 美月さん

私は、人権の学習をするまえ、人権とはいじめをしない、人のいやがることを言ったりしないなど、ただそういうことだと思つていました。しかし、学習を始めてから人権というものについて考えが変わりました。人権とは、人として安心して生きる権利のことであり、幸せに過ごすためのものです。いじめをしたり、人のいやがることを言ったりするのはダメだということとはあたりまえですが、人間はみんな個性がちがうので考えも物事の捉え方もちがいます。しかし、そういう事で差別をしたり、誰も味方になつてくれない人がいたら、それは、その人の安心して生きる権利をこわしているように感じました。男女で分けるのも、中にはいやだと思つている人もいるということを知つたので、見ためで判断をせず、その人の気持ちを理解して受け入れることが大切なんだと思えました。

東近江市人権学習冊子

めくもり



作成 令和4年3月 東近江市教育委員会生涯学習課 〒527-8527東近江市八日市緑町10番5号 TEL: 0748-24-5672 I P: 050-5801-5672 FAX: 0748-24-1375 イラスト 洞 智子

人権についての相談窓口

- 法務局「みんなの人権110番」 TEL:0570-003-110
● 法務省インターネット人権相談受付窓口 インターネット人権相談 検索
● (公財)滋賀県人権センター「人権相談室」 TEL: 077-527-3885
● 滋賀県権利擁護センター TEL: 077-566-0110
● 東近江市人権・男女共同参画課 TEL: 0748-24-5620 IP: 050-5801-5620